

国民年金基金 増口申出書

提出用

届書コード 0321 0341

国民年金基金 宛

申出日 令和 年 月 日

下記のとおり申出します。

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|--|--|--|--|--|--|--|----------------|---|---|---|
| 加入員番号 | — | | | | | | | | | | | |
| 住所 | 〒 — TEL () | | | | | | | | | | | |
| (フリガナ) | | | | | | | | | 生年月日 | | | |
| 加入員氏名 | | | | | | | | | 5. 昭和 7. 平成 | 年 | 月 | 日 |

| 増口をする 年 月 | 令和 年 月 | | | | | | | |
|-----------------------------|------------|-----|-----|-----|------|-------|------|-----|
| 年金の型 | A 型 | B 型 | C 型 | I 型 | II 型 | III 型 | IV 型 | V 型 |
| ①現在の2口目 以降の口数 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 |
| 今回の増口 | ②増口分 口数 | 口 | 口 | / | 口 | 口 | 口 | 口 |
| | 増口分 掛金額 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 増口後の2口目 以降の合計口数 (①+②) | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 口 |

増口後の掛金額
(1口目+2口目以降) 円

***太枠内をご記入ください。**

- 注) 1. 増口希望年月の月末までに到着するよう送付ください。到着が翌月になった場合、翌月分からの変更となります。
 2. 今回の増口分の「掛金額」は、増口する年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。
 (1日生まれの方は、前月生まれの扱いとなります。)
 3. ご記入いただいた申出書の1枚目(提出用)と2枚目(本人控)を切り離し、
 1枚目(提出用)のみご提出ください。

| | | | | | | | | | | |
|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受付区分 | 整理番号 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(記入しないでください)

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 推進員番号 | | | |
| | | | |

(記入しないでください)

受付日付

増口を希望される方へ

1. 増口の申出は、希望する月より行うことができます。
2. 増口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。
3. 毎月の掛金が68,000円までは（ただし、個人型確定拠出年金（iDeCo）にも加入されている場合は、その掛金と合わせて68,000円が上限となります。）何口でも増口することができます。
また、掛金の特例適用を受けている方（毎月の掛金が68,000円を超えている方）は、その特例期間内であれば毎月の掛金が102,000円までは何口でも増口することができます。
ただし、1口目を含めた終身年金（A型、B型及びC型）の年金月額の合計額が全体の年金額の半分以上になるように増口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。詳しくは、国民年金基金までお問い合わせください。）
4. 増口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金から掛金額が変わります。
増口の申出をされた方は、申出をされた月の末日時点の年齢に応じた掛金額が増えます。（詳しくは、国民年金基金までお問い合わせください。）
5. 増口の申出書の提出期限は増口をされる月の末日（必着）です。
6. 引落しは、原則として翌々月の1日（国民年金保険料を納付委託されている場合は翌月末日）となります。
ただし、前納済の方が増口された場合の引落しは、その増口された月から翌年3月分までの増口部分を一括して引落します。この場合の引落しには、割引は適用されません。
また、この引落しができなかった場合には、原則として5月1日（国民年金の保険料を納付委託されている場合は4月30日）の掛金引落日までは再度引落しが行われます。なお、期日までに引落しができなかった場合は、増口のお申出がなかったものとして取り扱わせていただきますので特にご注意ください。
7. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできませんのでご注意ください。
8. 年齢が50歳1ヶ月以上の方は、Ⅳ型及びⅤ型を、60歳0月以上の方は、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型を増口することはできません。